

## 復興支援音楽の会規約

- 第1条 (名称) この会は、復興支援音楽の会という(以下「当会」という)。
- 第2条 (目的) 当会は東日本大震災によって被災した各地の音楽環境が一日も早く復興されることを願いその活動を支援することを目的とする。特に子どもたちの音楽環境を重視し現地からのニーズに可能な限り答えることを旨とする。
- 第3条 (活動) 第2条の目的を達成するために当会は募金活動及びそれに付随する活動を行う。
- 第4条 (組織) 当会はその活動のために委員会を置く。委員会は以下により構成する。
- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1~3名
  - (3) 監事 1名
  - (4) 委員 10~20名程度
- 2 委員長は委員の互選により選出する。
  - 3 委員長は当会を代表し会務を統括する
  - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合は代行する
  - 5 副委員長は委員長が指名する。
  - 6 監事は委員会の会計を監査する。
  - 7 委員は当会の目的を理解し賛同する者から希望するものをあてる。
  - 8 任期は1年とし、2月1日から1月31日までとする。
  - 9 委員の重任は妨げない。
- 第5条 (事務局) 上記活動の事務は事務局がこれにあたる。
- 2 事務局は横浜市中区花咲町1-42-1 野毛hana\*hana2階におく
- 第6条 (会計) 委員会の目的により経費は止むを得ない時を除き支出しない。その場合でも委員長の決裁を必要とし、全体の10%を越えないものとする。
- 2 委員会の会計年度は1月1日から12月31日までとする
- 第7条 (広報) 委員会の目的に照らし活動の内容、義捐金の寄付先・金額等は隨時、インターネット上のウェブ「復興支援音楽の会」[<http://www.hama-jazz.con>]にコミュニティページを設け、発表することとする
- 第8条 (その他) この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める

### 附則（施行期日）

この規約は平成26年5月1日から施行する。

復興支援音楽の会 委員および役員名簿

平成 26 年 5 月 現在

委員長 中川 明 (NPO 法人 TODEC 事務局長)

副委員長 今田 勝 (ミュージシャン)

委員 向井滋春 (ミュージシャン)

委員 中村誠一 (ミュージシャン)

委員 田村 博 (ミュージシャン)

委員 鬼武みゆき (ミュージシャン)

委員 柴田浩一 (ジャズ・プロデューサー)

委員 高桑敏雄 (ジャズ・プロデューサー)

委員 鈴木章子 (旭ジャズまつり)

委員 清沢 勝 (旭ジャズまつり)

委員 小針俊郎 (ジャズ CD 等プロデューサー)

委員 小泉雅一 (港南ジャズ祭)

委員 小泉郁子 (港南ジャズ祭)

委員 加藤 寛 (本牧ジャズ祭)

監事 高田 達也(神奈川新聞 OB、横浜 JAZZ 協会 監査役)